

「新経営状況分析の評点」レポート

よみがえる完工高神話

経営事項審査は、わが国の入札・契約システムの根幹を占める制度で、それだけに技術と経営に優れた優良な建設企業を正しく評価するため、改正が進められている。これに対して全国建設関係行政書士協議会は、行政書士の立場から経審に対する問題点を指摘する意見書を幾度となく纏め、本誌にも過去四回発表している。筆者も今夏まで同協議会の代表世話人をしており、経審問題への意見は鋭く、今年四月の改正についても完工高神話が甦る恐れがあると指摘する。

行政書士
三佐藤 忍



《編集部》

経営事項審査の経営状況分析の改正が行われて、四カ月余りが経過した。改正前と比較して完成工事高の増加がそのまま経営状況分析評点（Y）を、大きく押し上げた点、根深い問題をはらみそうな点、今後の改善に期待するがゆえにあえて緊急のレポートとして報告する。

平成七年八月に建行協（全国建設関係行政書士協議会）が主催した新宿でのシンポジウム以来、経営における完成工事高が、経審の総合評点に与える影響に注目してきた筆者として、看過できずあえて公表し、一石を投じること、経審制度のより一層の充実が計られることを期待するものである。以下のレポートを悪用し、合法、非合法にかかわらず、倫理にもとらな手段を用いて評点アップを計るうとする不良業者の排除の手法を経審の評価方法の中で早急に開発し、正直で真面目な建設業者が、損をしない制度に改まることを期待する。

をあえて使用したが、これは表現としての分かりやすさを求めたものであって、一般的に評価が高いほうが有利なケースが多いため、この表現を使用したものである。しかしながら、個別の企業に当てはめたときには、必ずしも経審の評点が高いほうがその企業にとって、有利とはばかりは言えないこともあることは筆者も十分承知している。

完成工事高について

1-1を見ていただければ一目瞭然、余りの増加に啞然とするばかりである。この表は、私のクライアント企業の確定数値に、単純に完成工事高を増加して、規模別額を外注費に上乗せして、規模別に試算したものである。表1-1の経営状況分析（Y）の者、これらの企業を総称して建設

表-1

サンプル企業規模	経営状況分析の評点 (Y)	総合評点 (P)
1億円規模A社 確定決算の数値 30%増しの数値 60%増しの数値 100%増しの数値	5 5 2	6 8 5
	6 2 7	7 0 3
	6 8 8	7 1 7
	6 3 9	7 2 5
7億円規模B社 確定決算の数値 30%増しの数値 60%増しの数値 100%増しの数値	7 2 4	8 2 4
	7 7 8	8 3 3
	8 1 3	8 4 6
	8 4 3	8 5 3
15億円規模C社 確定決算の数値 30%増しの数値 60%増しの数値 100%増しの数値	6 3 8	8 5 8
	7 0 3	8 7 1
	7 4 4	8 7 7
	7 7 8	8 9 4
50億円規模D社 確定決算の数値 30%増しの数値 60%増しの数値 100%増しの数値	5 5 2	8 6 3
	6 0 2	8 7 1
	6 3 2	8 7 5
	6 6 0	8 9 6
100億円規模E社 確定決算の数値 30%増しの数値 60%増しの数値 100%増しの数値	7 0 3	1 0 1 6
	7 2 2	1 0 1 9
	7 3 5	1 0 4 0
	7 4 6	1 0 6 1

1. 決算で確定した完成工事高を、単にA社、B社、C社、D社、E社の確定数値に、30%増しの数値を、60%増しの数値を、100%増しの数値を加算した外注費に、高は1億3千万円、社決算で行った。
2. サンプル企業は、税務申告を兼ねたD社程度の最小限の規模とするため、建設業専門と
3. 50億円の規模のD社程度の最小限の規模とするため、建設業専門と

参考
〔改正後の経営事項審査の審査項目〕

審査項目	審査項目
①経営規模	工事種類別年間平均完成工事高 自己資本額 職員数
②経営状況	売上高営業利益率 総資本経常利益率 キャッシュ・フロー対売上高比率 必要運転資金月商倍率 立替工事高比率 受取勘定月商倍率 自己資本比率 有利子負債月商倍率 純支払利息比率 自己資本対固定資産比率 長期固定適合比率 付加価値対固定資産比率
③技術力	建設業種類別技術職員数
④その他の審査項目 (社会性等)	労働福祉の状況 工事の安全実績 工営業年数 建設業経理事務士の数

設ブローカーと呼ぶことにする)が得をする構造であることを示している。

このことは、既に存在する建設ブローカーのみの問題ではなく、請け負った工事をなるべく自社施工し、利益を確保しようとしていた普通の建設会社までもが、経審のポイントをアップさせるために、「工事のキャッチボール」をする誘惑にかられることとなる。ボールを受けた建設業者は、ボール代金を支払う。これまでの元・下関係とは逆である。その結果、建設業界の愛すべき創造的風土がすたれ、媒介的気風が伝染し、建設産業に対する国民の信頼感は、今にも増して厳しいものになるであろう。

勿論、キャッチボールが無限に続く連鎖とは言わないが、完成工事高の水増しがこれまでの経審でも問題にされ、その弊害を是正するために、平成十年の改正が行われたことも合わせて考えると、この度の経営状況分析の改正が、完成工事高を増加させることで、分析評価をアップさせることができるといふ意図しない副産物が発生

したことは、改正案を考案した方々にとっても残念なことではなからうか。

是正の方法として例えば、職員数や技術者数に対する理想的な完成工事高があるとすれば、それに対する偏り具合、例えば標準偏差などを利用し、標準値より偏りが大きいほど評価を下げるなどの評価手法を採用することもできるのではないか。

完成工事未収入金、 受取手形について

完成工事未収入金や受取手形が多いほど評価が低くなる構造となつた。昨年までは、流動比率や当座比率の数値が大きいほど高い評価を得ていたが、発想は逆転し、流動性の三指標で評価を下げる最大の要因となつた。説明によれば、完成工事未収入金や受取手形に、不良債権が含まれていることが多くという前提で、この二科目が多いほど評価を下げることにしたそう

だ。もつともゼネコンならいざし

ず、中小・零細なら完成工事未収入金や受取手形の中に、多額の不良債権が含まれていては、銀行からの融資もままならず、さつさと倒産することになり、経審どころではないとも考えられるが、いかなるものか。

一般的な経営指標では流動比率が高いほど、評価が高いことに変わりはないが、企業経営と経審評価のねじれを修正しなければならぬ

い経営者の悩みは大きい。時には発想の転換もいいが、この転換は少し問題ありといえる。不良債権を除いて評価する手法を考案するのは、非常に難しいが、例えば、一定規模以上の企業、並びに流動比率が一定数値以上の企業に、決算日とその一年前の完成工事未収入金及び受取手形の内訳明細書を提出させ、内容を照合することで不良債権を把握し、それを控除して何らかの比率を検討してはどうかであろうか。

固定資産について

固定資産が少ないほど評価が高

くなる構造になっているが、固定資産がない企業とはどの様な建設業者なのだろうか、車両、重機、社屋、事業用所有地など、企業規模や業態・業種によって適正といえる固定資産を類推することは可能なのではあるまいか。

建設機械や車両を持たない建設業者が、機械をリースし施工することも充分考えられるが、建設ブローカーの予備軍となる可能性が高いことは、業界の常識でもある。

建設機械と土地・建物を分けて評価するか、完工高の項でも提案した標準偏差を利用した評価手法を取り入れることも考えられるのではないだろうか。有識者や業界の知恵で、適正な所有とはどの程度を言うのか、その幅と内容を確定させる作業を進めることを提案する。

ともかく、建設業者が固定資産を持ちすぎるのもよくないが、建設機械を持たないのも不健康である。

一分析&主張&提言一

以上、経審の審査項目の内、わずか三点を見たにすぎないが、審査項目の性質により、規模に応じ

た適正数値で評価するほうが、より合理的な項目もあれば、規模に係わりなく絶対値が大きいほど(又は小さいほど)よいものもあり、そのように項目ごとの特性を考慮した評価手法を取り入れることも必要ではないかと思ひ、あえて現場から提案する。

この仕組みを発展させることで、巷間ささやかれている、スーパーゼネコンと零細企業が、同一の経審の枠組みの中に同居すること自体に問題ありとする議論に終止符を打ち、同一の経審の枠組みの中に同居できる仕組みを模索する参考となればと願う。

改正部分ではできるだけ少なくなるように知恵を出すとしても、十年、十一年と改正された経審をまたまた改正せよと叫ぶことは、三度目の再審査をすることになり、申請者に三度目の負担を強いることになるのではないか、との批判があると思うので、筆者なりの回避策を考えてみた。

例えば、平成十四年四月一日に実施するとすれば、一年以上前に

変更内容を発表し、十三年四月一日以降に分析・経審の申請をするものは、改正前の通常の分析・経審を申請する際に、改正に伴う追加資料も同時提出することで再審査申請の手続きを省略し、データの入力に新旧同時に行い、十四年六月頃に全業者に発送すれば申請者の負担はほとんどかからないと思われ。

ついでながら格付けにも言及すると、二年間(発注者によって有効期間の違いはあるが)は、申請者の有利な方を選択できるようにすることで混乱を避けることもできるのではないだろうか。

三佐藤 忍 (みさと うしのぶ)

昭和21年生まれ
昭和44年3月 関西大学法学部法律学科 卒業
昭和46年1月 行政書士 登録
JRCA登録審査員(ISO9000)
現在、全国建設関係行政書士協議会世話人
兵庫県神戸市出身

建設省、運輸省、農水省等官公庁・各種団体の出版物、工事積算基準、マニュアル等建設関連図書の取扱。
お急ぎの場合は是非当店にご用命下さい。

お申し込み・お問い合わせは
建設行政出版センター
TEL. 03-5644-7641
FAX. 03-5644-7642
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-9-5

直営書店
かやばブックス
TEL. 03-3669-1051
営団・日比谷線、東西線茅場町駅
2番出口スグ前

豊かな郷土造りの総合コンサルタント



創和技術株式会社

代表取締役 初瀬 武美
専務取締役 伊藤 隆喜
常務取締役本荘支店長 小林 正和

本社
〒010-0951 秋田市山王6丁目20番7号
TEL 018(863)4545
FAX 018(863)4658

本荘支店
〒015-0012 本荘市石脇字田尻28番地241
TEL 0184(23)0507
FAX 0184(23)0156